

## 同意雇用開発促進地域への支援措置のご案内

道内 11 地域が地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」となっており、事業主に対する国の支援措置が活用できることとなっております。

なお、「同意雇用開発促進地域」に該当しない地域も支援措置が活用できる場合がございますので、裏面の参考をご確認ください。

### 1. 同意雇用開発促進地域とは

「同意雇用開発促進地域」とは、雇用情勢が特に厳しい地域であって、都道府県が地域雇用開発促進法に基づき「地域雇用開発計画」を策定し、厚生労働大臣の同意を受けた地域です。

北海道では、要件を満たす 11 地域の「地域雇用開発計画」を策定し、厚生労働大臣の同意を受けています。

#### ◆同意雇用開発促進地域

【期間：平成 25 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日】

地域名	区	域
岩見沢地域	岩見沢市、三笠市、美瑛市、南幌町、月形町、浦臼町	
滝川地域	滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、深川市、新十津川町、上砂川町、奈井江町、幌加内町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	
江別等地域	江別市、北広島市、新篠津村	
千歳地域	恵庭市、千歳市、夕張市、長沼町、栗山町、由仁町	
小樽地域	小樽市、仁木町、余市町、赤井川村、積丹町、古平町	
苫小牧地域	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町、白老町、日高町、平取町	

【期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日】

地域名	区	域
稚内地域	稚内市、猿払村、天塩町、遠別町、豊富町、幌延町、利尻町、利尻富士町、礼文町	

【期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 9 日】

地域名	区	域
札幌地域	札幌市、石狩市、当別町	
函館地域	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	
紋別地域	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	
釧路地域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	

【道雇用労政課 HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/neo-kotai/proposal/chiiki-top.htm>

### 2. 同意雇用開発促進地域への支援措置

#### 地域雇用開発奨励金 [厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

##### 1. 支給要件等

- ・事業所の設置・整備及び地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画（計画届）を提出した日からその計画が完了した旨の届（完了届）を提出した日までの間（最大 18 ヶ月）に、事業の用に供する施設又は設備の設置・整備（その費用の合計額が 300 万円以上）を行い、当該地域に居住する求職者等を常時雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として 3 人（創業の場合は 2 人）以上雇い入れる事業主であること。

##### 2. 助成額

設置・整備に要した費用及び対象労働者の雇入人数に応じて、1 年ごとに 3 回支給

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3 (2) ～4 人	5～9 人	10～19 人	20 人以上
300 万円以上 1,000 万円未満	50 万円	80 万円	150 万円	300 万円
1,000 万円以上 3,000 万円未満	60 万円	100 万円	200 万円	400 万円
3,000 万円以上 5,000 万円未満	90 万円	150 万円	300 万円	600 万円
5,000 万円以上	120 万円	200 万円	400 万円	800 万円

#### ◆大規模雇用開発計画に係る特別措置

- ・雇用構造の改善に資すると認められる大規模雇用開発計画書を作成し、厚生労働大臣の認定を受けること。
- ・計画の定める雇用開発期間（最大 2 年）内に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働者以外の一般被保険者）として 100 人以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置（その費用の合計額が 50 億円以上）する事業主が対象。
- ・助成額（1 年ごとに 3 年間支給）：100 人以上雇い入れから億円、200 人以上雇い入れ～2 億円

※本計画の作成に当たっては道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

## (参考)

### 同意雇用開発促進地域に該当しないで「地域雇用開発奨励金」を活用できる場合

#### 3. 過疎等雇用改善地域支援措置

「過疎等雇用改善地域」とは、若年者・壮年者層の流出が著しい地域として厚生労働大臣が指定する地域を指します。指定期間は年度ごとに1年間です。

平成27年度、道内では99市町村が指定されています。

#### ○平成27年度過疎等雇用改善地域指定状況

振興局	市 町 村 名
空 知	※夕張市／※岩見沢市(旧空知郡北村の区域)／※芦別市／※三笠市／※深川市／※上砂川町／※栗山町／※浦臼町／※新十津川町／※妹背牛町／※北竜町
石 狩	※石狩市(旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域)
後 志	※積丹町／※古平町／※仁木町／※赤井川村
胆 振	伊達市(旧有珠郡大滝村の区域)／豊浦町／壮瞥町／※白老町／※厚真町／※むかわ町
日 高	※日高町／※平取町／※新居町／※浦河町／※様似町／※えりも町／※新ひだか町
渡 島	※函館市／※松前町／※福島町／※知内町／※木古内町／※森町／※八雲町／※長万部町
檜 山	※江差町／※上ノ国町／※厚沢部町／※乙部町／※奥尻町／※今金町／※せたな町
上 川	士別市／富良野市／当麻町／比布町／愛別町／上川町／南富良野町／占冠村／和寒町／剣淵町／下川町／美深町／音威子府村／中川町／※幌加内町
留 萌	留萌市／増毛町／小平町／苫前町／羽幌町／初山別村／※遠別町
宗 谷	※猿払村／※浜頓別町／※中頓別町／※枝幸町／※礼文町／※利尻町／※利尻富士町／※幌延町
オホーツク	北見市(旧常呂郡留辺蘂町の区域)／※紋別市／※津別町／※小清水町／※訓子府町／※置戸町／※遠軽町／※滝上町／※興部町／※西興部村／※雄武町
十 勝	上士幌町／※新得町／※大樹町／※広尾町／※幕別町(旧広尾郡陸奥村の区域)／※豊頃町／※足寄町／※陸別町／※浦幌町
釧 路	※釧路市／※厚岸町(小島の区域)／※浜中町／※鶴居村／※白糠町
根 室	

※の付いている市町村は同意雇用開発促進地域と重複。

#### 【厚生労働省 HP】

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/dl/130204\\_04.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/130204_04.pdf)

#### 4. 戦略産業雇用創造プロジェクトの参加事業主に対する「地域雇用開発奨励金」の特例支給(大幅増額)のご案内【拡充】

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「戦略産業雇用創造プロジェクト」(こじ海道の事業構想が採択され、国の補助を受けて推進しています。

プロジェクト事業を運営する北海道産業雇用創造協議会の賛助会員として参画する事業主(指定された下記業種)が新たに設備投資を行い、所定期間内に道内に居住する求職者を、雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く)として3人以上雇い入れる場合、第1回目の支給に限り対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給(特例支給)されます。

【計画期限】 平成28年3月31日まで

【対象地域】 道内全域(同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域以外の地域も含む)

【指定業種】 食と自動車産業を主体としたものづくり分野に関連する次のもの

輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業、化学工業(道産食材等を活用した医薬品・化粧品の製造を含む)、木材・木製品製造業(家具を除く)、倉庫業、その他の事業サービス業(コールセンター業に限る)、食料品製造業、農業(植物工場、食の6次事業化に限る)、林業(食の6次事業化に限る)、漁業(食の6次事業化に限る)、水産養殖業(食の6次事業化に限る)、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食物品卸売業、一部の飲食店

#### ◆問い合わせ先◆

北海道産業雇用創造協議会「産業雇用創造プロジェクトチーム」事務局(担当:成田・竹中・橋本)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労働課内(本庁舎9階)

TEL:011-231-4111(内線26-766) FAX:011-232-1038

【HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>